

2025年11月14日

株主の皆さまへ

大津市浜町1番38号

株式会社 **滋賀銀行**

取締役頭取 久保田 真也

第139期中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2025年11月14日開催の当行取締役会決議により、第139期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりますのでご通知申し上げます。

敬 具

記

当行定款第42条の規定にもとづき、2025年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- 中 間 配 当 金 1 株 に つ き 金 65 円 00 銭
(普通配当 65 円 00 銭)
- 効力発生日（支払開始日） 2025年12月11日（木）

以 上

中間配当関係書類のご送付について

「中間配当金計算書」および「配当金振込先ご確認」のご案内（口座振込ご指定のない方には「中間配当金領収書」）は、12月10日にお届出住所あてにご送付申し上げます。